

粗大ごみ処理手数料額改定報告資料

令和 4 年 10 月の答申を受け、本市の手数料に係る受益者負担の考え方を踏まえて検証した結果、粗大ごみ処理手数料について下記のとおり改定するものとします。

【別表 1】

種別	区分 ※別表 2 参照	定日に排出されるもの			③ 処理費用	④処理費用と 排出者負担 額(審議会提 示額)の差 (③-①)	⑤処理費用と 排出者負担 額(市改定額) の差 (③-②)
		改定前	① 審議会 提示額	② 市改定額			
粗 大 ご み	Ⓐ	300 円	400 円	400 円	920 円	520 円	520 円
	Ⓑ	600 円	800 円	900 円	1,840 円	1,040 円	940 円
	Ⓒ	1,200 円	1,600 円	1,800 円	3,680 円	2,080 円	1,880 円
	Ⓓ	1,800 円	2,400 円	2,700 円	5,520 円	3,120 円	2,820 円

【別表 2】

区分	主な種類
Ⓐ	照明器具、掃除機、炊飯器、扇風機、イス、布団など 収納家具類(幅及び高さの合計が1m未満のもの)
Ⓑ	電子レンジ、自転車、OAラックなど 収納家具類(幅及び高さの合計が1m以上2m未満のもの)
Ⓒ	ベッド、エアロバイク、マットレス(スプリング使用)など 収納家具類(幅及び高さの合計が2m以上3m未満のもの)
Ⓓ	エレピアノ(電子ピアノ)、マッサージ機(椅子型のもの)など 収納家具類(幅及び高さの合計が3m以上のもの)

【理由】

粗大ごみの処理手数料については、費用負担の公平性確保と発生・排出抑制を促す施策であり、「品目の大きさ、重さ、処理困難性を考慮して段階別に料金を設定する方式が妥当である」との審議会答申を受け、平成 18 年(2006 年)10 月に有料化を導入していることから、今期の審議会において、発生・排出抑制の観点から粗大ごみ処理手数料改定の諮問を行い、答申をいただきました。

一方、本市では、平成 24 年(2012 年)7 月に「豊中市歳入確保に係る基本方針」が策定され、手数料については、行政サービスによる利益等が特定の個人に及ぶ際には受益者に負担を求めることが定められました。これを受け、手数料改定の際には受益者負担割合 100%となる額あるいは現行手数料の 1.5 倍の額のいずれか小さいほうの金額を設定することとしています。

答申をいただき、本市の方針を踏まえて処理費用と排出者の負担額について検証したところ、別表 1④のとおり B 区分 1,040 円、C 区分 2,080 円、D 区分 3,120 円と大きくなっており、費用負担の公平性の確保も重視すべきと判断しました。

以上のことから、処理費用と排出者負担額の差を少なくするため、特に差額の大きくなる B 区分以降は市の方針に基づき、900 円、1,800 円、2,700 円と現行の 1.5 倍の負担を求めていくことが適切であるとの判断に至ったものです。